

～海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請について～

海区漁業調整委員会の選挙人名簿は、申請に基づいて毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査して調製することになっております。

従って選挙資格のある人は、当選挙管理委員会に申請していただく必要がありますので、次の事項に十分ご留意の上、申請書を提出されるようお願いいたします。申請がなければたとえ選挙権があっても投票することができませんので、十分にご注意ください。申請書は、各部落事務所を通じて全戸配付致します。

1. 選挙権を有する人の範囲

(イ)平成3年12月6日以前に出生した方で、東通村内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上(※)漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人。ただし、海そう漁業については、漁船の使用を条件としません。

※1年に90日以上とは、現実には沖に出た日だけでなく、漁具の手入れ等の準備作業、天候が悪く海に出られずに待機していた日なども含まれます。

(ロ)海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任後、前号に該当しなくなったため選挙権を失った人(この場合に該当する人は、委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。)

2. 申請の日付 平成23年9月1日現在 3. 申請の期間 平成23年9月1日から9月5日

平成24年8月頃に青森県東部海区漁業調整委員の任期満了に伴う選挙が予定されております。この選挙は、今回の選挙人名簿に基づき投票が行われますので、忘れずに申請してください。

◆問合せ先 村選挙管理委員会事務局(総務課内) TEL 27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会委員募集のお知らせ

青森県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度について、広く関係者の皆様のご意見等を伺うために設置する青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会の委員を募集します。

◎職務 後期高齢者医療制度の運営に関する意見・提案を行います。

◎任期 委嘱の日から2年間

◎応募資格 県内在住40歳以上の方で、平日昼間青森市での会議(年2～3回)に出席できる方

◎募集人員 8人(応募者の中から選考により決定)

①被保険者 6人

②65歳以上で障害認定の被保険者 1人

③後期高齢者医療以外の医療保険被保険者 1人

◎応募方法 応募用紙及び「後期高齢者医療制度に関する意見(400字程度)」を提出

◎応募期間 平成23年9月1日(木)～22日(木)まで(広域連合事務局必着)

◎謝礼等 会議1回の出席につき謝礼5,000円及び交通費(公共交通機関利用実費相当額)

◎応募用紙等の配布、お問い合わせ先

税務住民課 国保グループ 後期高齢者医療係 ☎27-2111(内152)

青森県後期高齢者医療広域連合 総務課 ☎017-721-3821

ホームページ <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>